

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

静岡県教育委員会教育長 木苗 直秀

#### 静岡県教育委員会規則第4号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」及び「氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

第2号様式、第6号様式及び第8号様式中「印」及び「氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の博物館の登録に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の博物館の登録に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。